

令和8年税制改正が成立

令和8年税制改正が年度内に成立し、4/1より施行されたようです。主な改正点のおさらいと留意事項も併せ、以下に記載させていただきます。



令和8年税制改正概要

◆年収の壁を178万へ引き上げ（減税）

→住民税の基礎控除は据え置き。社会保険の壁130万にも注意

◆ローン控除 中古住宅の要件を拡充し、R12.12末まで延長（増減税）

◆NISA つみたて投資枠につき0歳～17歳も対象に（減税）

→年間投資上限60万（18歳以上120万）、保有限度600万（18歳以上1,800万）

◆暗号資産課税を申告分離課税へ（減税）

→対象は登録暗号資産に限る。尚、開始は金商法改正の翌年1/1より

◆極めて高い所得課税につき、控除額を3.3億から1.65億へ縮減。税率を22.5%から30%へ増加（増税）

→高額な資産の譲渡は令和8年中の実施が有利な傾向（本改正の適用が令和9年1月1日からのため）。例えばM&Aや収益不動産の法人移転など。**収益不動産を個人から法人へ移転（法個売買）**についても**譲渡所得がR9以降の控除額1.65億を超える場合は、R8中の移転が有利**である傾向

◆青色申告特別控除の見直し（増税）

→前々年収1,000万超の場合、10万控除対象外

◆賃上げ促進税制 大企業を対象外へ（増税）

→大企業は2025年末から。中堅企業2026年末から対象外

税制改正が成立したことから、**貸付用不動産の5年間8割評価も予定通り開始**されることが見込まれます（本改正を定める通達は法律では無いため、4/1施行分に含まれておりません）。投資貸付用不動産並びに**既存土地へ有効活用目的で建築する貸付用建物にも適用**される予定でございますので、併せてご留意願います。尚、本改正通達発出日より5年前より所有している土地へ建築される貸付用建物につき、同通達発出日において完成済み若しくは建築中であるものについては適用外とされていることは、従前の告知と同様でございます。



こんにちは！すっかり春となりましたがいかがお過ごしでしょうか。私は確定申告が明け、春の陽気のなかで気が緩まないように必死で正気を保とうと努める日々でございます笑 皆さまお花見は行かれましたでしょうか！？まさに満開を迎え、毎年感じますが一面に広がる桜を眺めるとあまりの美しさに圧倒されます。4月より新年度が始まりましたが桜の美しさを感じながら、また新たな気持ちで頑張っていきたいと思っております。（写真は先日行った友人の結婚式のものです）